

# 令和8年 ゼロ災トリアル 推進大会

労働基準行政の動向  
令和8年の法改正事項  
恵那労働基準監督署 安全衛生課

令和8年6月10日



# 本日の内容

令和7年度労働災害発生状況・災害事例紹介

令和8年の法改正事項の解説

※本発表資料は大会終了後、6月15日までに  
恵那労働基準監督署 HPに掲載いたします。



# 恵那労働基準監督署 労働災害発生状況

- ・ 災害発生件数は151件と、 昨年の135件に比べ**16件増加**しました。第三次産業での災害が急増したのが主な要因です。
- ・ 死亡災害は、 **令和5年11月以来発生していません。**
- ・ 建設業は、 **4年連続死亡災害ゼロ**を達成しています。



冊子 9 頁

令和7年の死傷災害発生状況(確定値)

恵那労働基準監督署

業 種	令和7年 (死亡者数)	令和6年 (死亡者数)	対前年比 増減数(死亡者)	対前年比 死傷者増減率
全 産 業	151 ( 0 )	135 ( 0 )	16 ( 0 )	11.9%
製 造 業	44 ( 0 )	55 ( 0 )	-11 ( 0 )	-20.0%
食料品	6 ( 0 )	6 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0%
繊維工業	0 ( 0 )	1 ( 0 )	-1 ( 0 )	-100.0%
衣服その他の繊維製品	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	
木材・木製品	4 ( 0 )	2 ( 0 )	2 ( 0 )	100.0%
家具・装備品	1 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	
パルプ・紙・紙加工品	4 ( 0 )	8 ( 0 )	-4 ( 0 )	-50.0%
印刷・製本業	0 ( 0 )	3 ( 0 )	-3 ( 0 )	-100.0%
化学工業	5 ( 0 )	9 ( 0 )	-4 ( 0 )	-44.4%
窯業土石製品	4 ( 0 )	4 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0%
鉄鋼業	0 ( 0 )	1 ( 0 )	-1 ( 0 )	-100.0%
非鉄金属	4 ( 0 )	2 ( 0 )	2 ( 0 )	100.0%
金属製品	7 ( 0 )	6 ( 0 )	1 ( 0 )	16.7%
一般機械器具	0 ( 0 )	4 ( 0 )	-4 ( 0 )	-100.0%
電気機械器具	5 ( 0 )	4 ( 0 )	1 ( 0 )	25.0%
輸送用機械等	3 ( 0 )	4 ( 0 )	-1 ( 0 )	-25.0%
電気・ガス・水道業	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	
その他の製造業	1 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0%
総 業	1 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0%
建 設 業	18 ( 0 )	16 ( 0 )	2 ( 0 )	12.5%
土木工事業	6 ( 0 )	4 ( 0 )	2 ( 0 )	50.0%
建築工事業	5 ( 0 )	8 ( 0 )	-3 ( 0 )	-37.5%
木造家屋建築工事業	1 ( 0 )	3 ( 0 )	-2 ( 0 )	-66.7%
その他の建設業	7 ( 0 )	4 ( 0 )	3 ( 0 )	75.0%
運 送 業	6 ( 0 )	8 ( 0 )	-2 ( 0 )	-25.0%
陸上貨物運送事業	5 ( 0 )	7 ( 0 )	-2 ( 0 )	-28.6%
農林・畜産・水産業	11 ( 0 )	5 ( 0 )	6 ( 0 )	120.0%
林 業	4 ( 0 )	3 ( 0 )	1 ( 0 )	33.3%
商業等の事業	71 ( 0 )	50 ( 0 )	21 ( 0 )	42.0%
商 業	26 ( 0 )	15 ( 0 )	11 ( 0 )	73.3%
小売業	24 ( 0 )	13 ( 0 )	11 ( 0 )	84.6%
金融広告業	1 ( 0 )	2 ( 0 )	-1 ( 0 )	-50.0%
映画・演劇業	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	
通信業	5 ( 0 )	2 ( 0 )	3 ( 0 )	150.0%
教育研究	2 ( 0 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )	100.0%
保健衛生業	19 ( 0 )	16 ( 0 )	3 ( 0 )	18.8%
社会福祉施設	16 ( 0 )	16 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0%
接客娯楽	10 ( 0 )	7 ( 0 )	3 ( 0 )	42.9%
旅館業	1 ( 0 )	3 ( 0 )	-2 ( 0 )	-66.7%
飲食店	3 ( 0 )	2 ( 0 )	1 ( 0 )	50.0%
ゴルフ場	6 ( 0 )	2 ( 0 )	4 ( 0 )	200.0%
清掃・と畜業	4 ( 0 )	3 ( 0 )	1 ( 0 )	33.3%
官公署	0 ( 0 )	1 ( 0 )	-1 ( 0 )	-100.0%
その他の事業	4 ( 0 )	3 ( 0 )	1 ( 0 )	33.3%

労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数です。なお、( )は死亡者数で内数です。

# 岐阜労働局 労働災害発生状況

- ・ 災害発生件数は微減しました。  
(昨年比-45件)。
- ・ **死亡災害発生件数は、半分以下になりました。**  
(計6件、昨年比-10件)。
- ・ **交通事故での死亡災害が大きく減少したことが主な要因です。**



令和7年の死傷災害発生状況(確定値)

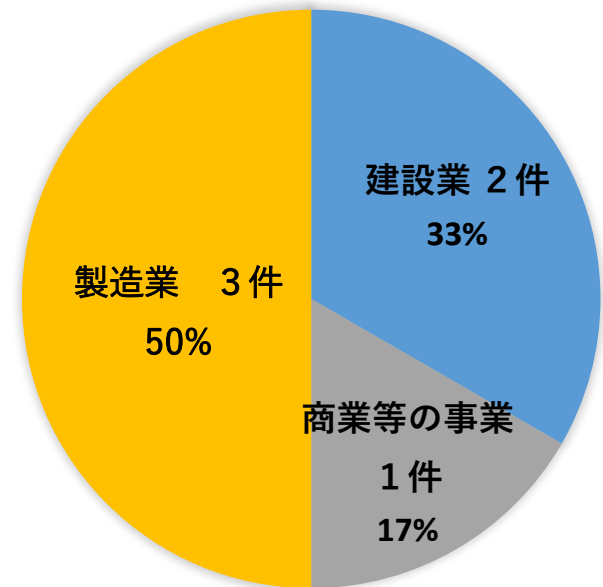
岐阜労働局

業 種	令和7年 (死亡者数)	令和6年 (死亡者数)	対前年比 増減数(死亡者)	対前年比 死傷者増減率
全 産 業	2,247 ( 6 )	2,292 ( 16 )	-45 ( -10 )	-2.0%
製 造 業	733 ( 3 )	749 ( 1 )	-16 ( 2 )	-2.1%
食料品	151 ( 0 )	131 ( 0 )	20 ( 0 )	15.3%
繊維工業	15 ( 0 )	21 ( 0 )	-6 ( 0 )	-28.6%
衣服その他の繊維製品	6 ( 0 )	5 ( 0 )	1 ( 0 )	20.0%
木材・木製品	26 ( 0 )	32 ( 0 )	-6 ( 0 )	-18.8%
家具・装備品	23 ( 0 )	18 ( 0 )	5 ( 0 )	27.8%
パルプ・紙・紙加工品	34 ( 0 )	31 ( 0 )	3 ( 0 )	9.7%
印刷・製本業	3 ( 0 )	11 ( 0 )	-8 ( 0 )	-72.7%
化学工業	54 ( 1 )	80 ( 0 )	-26 ( 1 )	-32.5%
窯業土石製品	77 ( 1 )	84 ( 0 )	-7 ( 1 )	-8.3%
鉄鋼業	10 ( 0 )	14 ( 0 )	-4 ( 0 )	-28.6%
非鉄金属	17 ( 0 )	7 ( 0 )	10 ( 0 )	142.9%
金属製品	101 ( 0 )	115 ( 1 )	-14 ( -1 )	-12.2%
一般機械器具	44 ( 1 )	64 ( 0 )	-20 ( 1 )	-31.3%
電気機械器具	26 ( 0 )	27 ( 0 )	-1 ( 0 )	-3.7%
輸送用機械等	81 ( 0 )	56 ( 0 )	25 ( 0 )	44.6%
電気・ガス・水道業	6 ( 0 )	2 ( 0 )	4 ( 0 )	200.0%
その他の製造業	59 ( 0 )	51 ( 0 )	8 ( 0 )	15.7%
鉱 業	6 ( 0 )	10 ( 0 )	-4 ( 0 )	-40.0%
建 設 業	222 ( 2 )	239 ( 6 )	-17 ( -4 )	-7.1%
土木事業	85 ( 2 )	75 ( 3 )	10 ( -1 )	13.3%
建築工事業	84 ( 0 )	121 ( 1 )	-37 ( -1 )	-30.6%
木造家屋建築工事業	27 ( 0 )	30 ( 0 )	-3 ( 0 )	-10.0%
その他の建設業	53 ( 0 )	43 ( 2 )	10 ( -2 )	23.3%
運 送 業	209 ( 0 )	246 ( 5 )	-37 ( -5 )	-15.0%
陸上貨物運送事業	193 ( 0 )	225 ( 5 )	-32 ( -5 )	-14.2%
農林・畜産・水産業	84 ( 0 )	80 ( 1 )	4 ( -1 )	5.0%
林 業	46 ( 0 )	42 ( 0 )	4 ( 0 )	9.5%
商業等の事業	993 ( 1 )	968 ( 3 )	25 ( -2 )	2.6%
商 業	359 ( 0 )	326 ( 2 )	33 ( -2 )	10.1%
小売業	259 ( 0 )	244 ( 1 )	15 ( -1 )	6.1%
金融広告業	14 ( 0 )	21 ( 0 )	-7 ( 0 )	-33.3%
映画・演劇業	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0%
通信業	51 ( 0 )	36 ( 0 )	15 ( 0 )	41.7%
教育研究	27 ( 0 )	27 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0%
保健衛生業	250 ( 0 )	244 ( 0 )	6 ( 0 )	2.5%
社会福祉施設	183 ( 0 )	193 ( 0 )	-10 ( 0 )	-5.2%
接客娯楽	146 ( 0 )	145 ( 0 )	1 ( 0 )	0.7%
旅館業	29 ( 0 )	36 ( 0 )	-7 ( 0 )	-19.4%
飲食店	65 ( 0 )	67 ( 0 )	-2 ( 0 )	-3.0%
ゴルフ場	29 ( 0 )	25 ( 0 )	4 ( 0 )	16.0%
清掃・と畜業	73 ( 1 )	81 ( 0 )	-8 ( 1 )	-9.9%
官公署	5 ( 0 )	1 ( 0 )	4 ( 0 )	400.0%
その他の事業	68 ( 0 )	87 ( 1 )	-19 ( -1 )	-21.8%

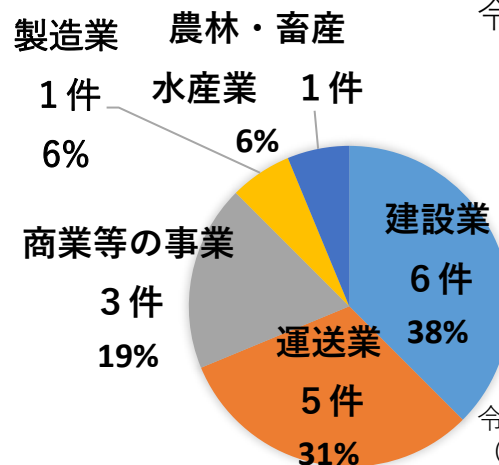
労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数です。なお、( )は死亡者数で内数です。

# 業種別 死亡災害発生状況

- ・死亡災害が最も多いのは「**製造業**」で、次いで建設業と続いています。
- ・建設業は昨年6件発生していたところ、2件まで減りました。
- ・昨年5件発生していた**運送業の死亡災害は、昨年は発生していません。**



令和7年 岐阜県内の死亡災害発生状況  
(岐阜労働局)



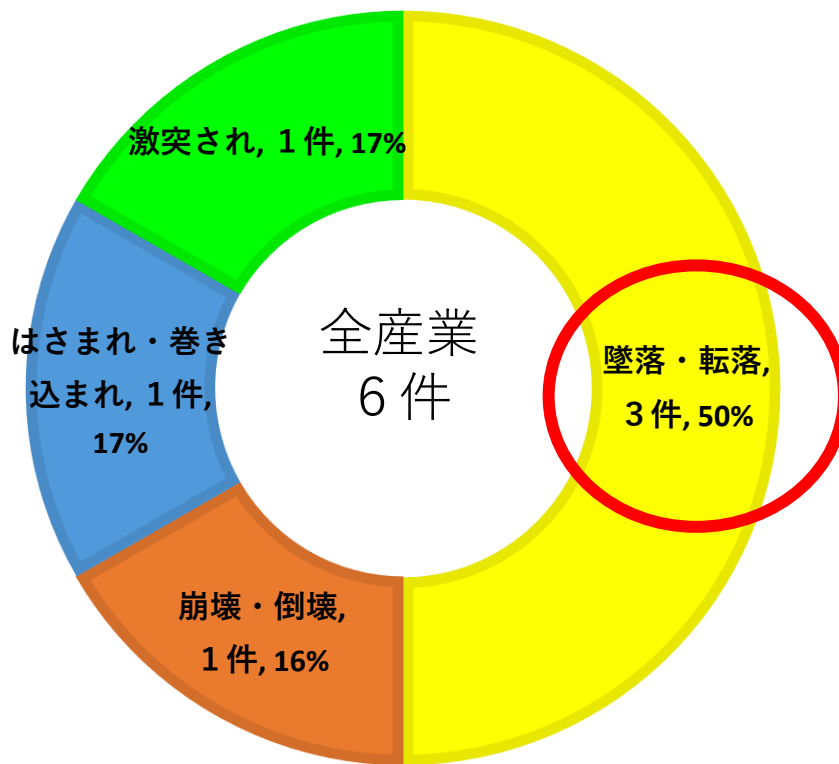
令和6年 岐阜県内の死亡災害発生状況  
(岐阜労働局)

# 事故の型別死亡災害発生状況

- ・事故の型は、「墜落・転落」が最多となっています。その他は「崩壊、倒壊」「はさまれ・巻き込まれ」「激突され」で1件ずつ発生しています。
- ・令和6年も交通事故に次いで「墜落・転落」が多い状況でした。発生件数も令和6年から減っておらず、対策が求められます。



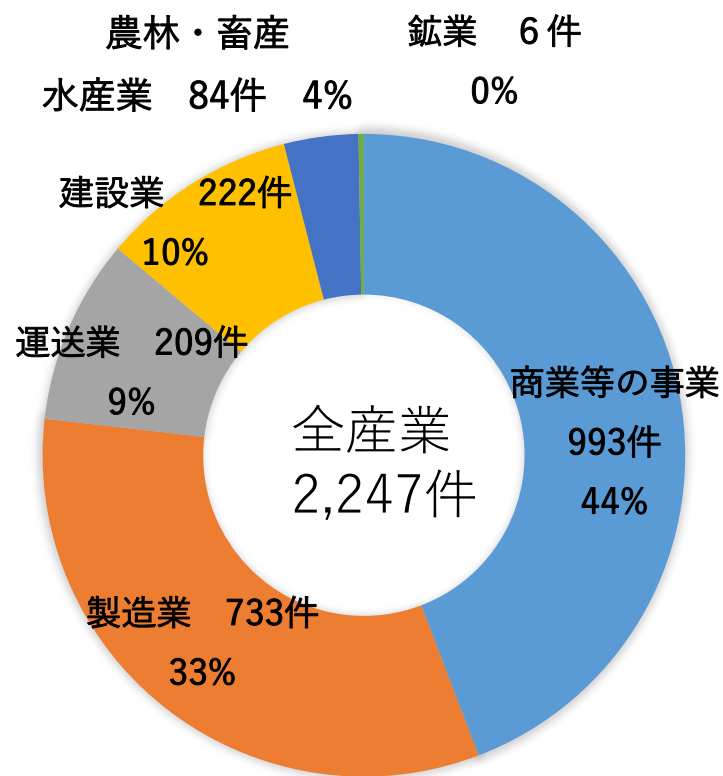
事故の型別労働災害発生状況  
(全産業、死亡災害)



令和7年 岐阜県内の死亡災害発生状況  
(岐阜労働局)

# 業種別 労働災害発生状況

- ・労働災害が最も多いのは「**商業等の事業**」となっています。続いて、「**製造業**」が続いています。これら2業種のみで全体の発生率の3/4を占めている状況です。
- ・「建設業」「運送業」の労働災害発生件数は、全体の2割程度に落ち着いています。

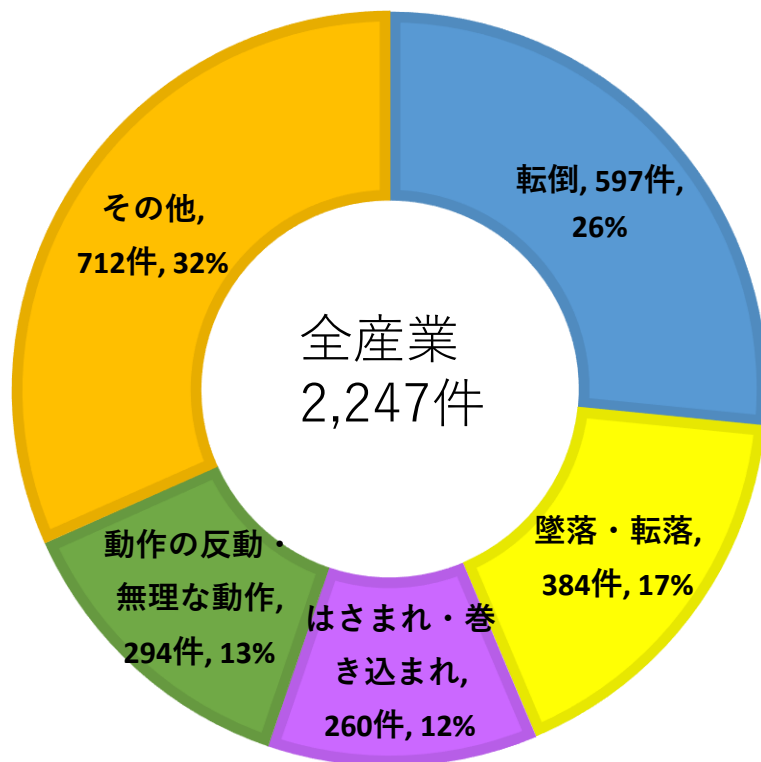


令和7年 岐阜県内の労働災害発生状況  
(岐阜労働局)



# 事故の型別労働災害発生状況

- ・労働災害で最も多いのは「**転倒**」となっています。続いて「**墜落・転落**」「**動作の反動・無理な動作**」「**はさまれ・巻き込まれ**」と続いています。
- ・死亡災害が多かった災害が、休業災害としても多くなっています。普段から起こりやすい災害が、死亡災害に繋がっているようです。



令和7年 岐阜県内の労働災害発生状況  
(岐阜労働局)

※7月以降に商業等の事業を対象に、『危険体感ロールプレイ講習』を開催できるよう計画中です。



# これらから何が読み取れるか

## 去年は...

- 建設業・運送業⇒死亡リスクのある作業から、どれだけ危険性を取り除けるか・減らせるかを考慮する必要がある。
- 商業・製造業⇒労働災害の件数が多いため、労働災害を減らすための取り組みを広げていく必要がある。

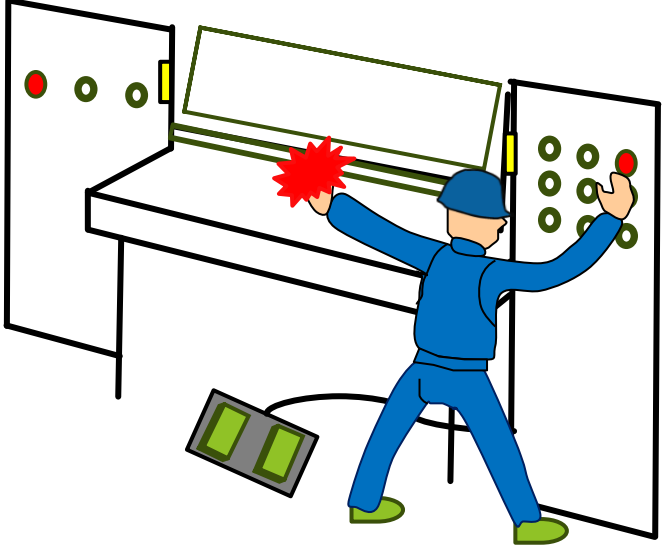


## 今年は... ?

- 「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」等、労働災害の発生件数の多い事故が、そのまま死亡労働災害に直結している。
- **社内で多く発生している労働災害を分析し、災害を減らすために何をすればよいか対策を講じていくことが、そのまま死亡災害の発生リスクを減らす結果に繋がっていく。**


# 災害事例紹介①

## 裁断機で左手5指を切断

業種	機械器具製造業	性別	男	年齢	10代	経験期間	2月	休業期間	6か月
災害発生状況									
<p>裁断機で原紙を切断する際、原紙を固定していたテープがローラーに貼りついたため、機械を停止させ裁断機の切断部のすき間に左手を入れて貼りついたテープを取り除こうとしたところ、「逆転スイッチ」を押すところ誤って「刃物1サイクル起動」スイッチを押し裁断機が稼働した結果、左5指を切断した。</p>									
災害発生原因									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・刃の間に手を入れていたこと。</li> <li>・スイッチを押し間違えたこと。</li> <li>・光線式安全装置が機能していなかったこと。</li> <li>・ローラーにテープが貼ついたこと。</li> </ul>									
再発防止対策									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・非定常作業時の作業手順書を作成し、関係労働者に安全教育を行うこと。</li> <li>・1サイクルスイッチの誤操作防止のため両手操作式にする、ローラー寸動スイッチを裁断機のローラー設置箇所に移設し、容易に識別できるようにすること。</li> <li>・安全装置がいかなる状態でも機能するようにすること。</li> <li>・非定常作業が発生しないよう、トラブルの回避方法と成功の要因を見える化すること。</li> </ul>									

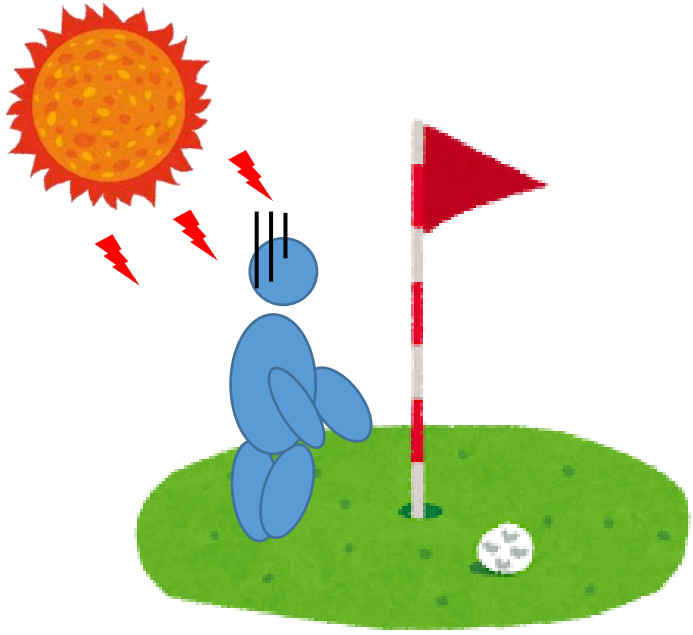
# 災害事例紹介②

荷下ろしの最中に地面に散らばっていた古紙で滑り転倒

業種	一般貨物自動車 運送業	性別	男	年齢	50代	経験期間	3年	休業期間	1か月
災害発生状況		 An illustration showing a worker in a blue shirt and orange pants slipping on a pile of old paper (washi) on the ground. A purple arrow indicates the direction of the fall. In the background, the rear of a white truck is visible.							
災害発生原因									
<ul style="list-style-type: none"><li>・前に荷下ろしをした作業員の後片付けが十分ではなかったこと。</li><li>・荷下ろしのために視線が上を向いており、足元に注意が向かなかったこと。</li></ul>									
再発防止対策									
<ul style="list-style-type: none"><li>・荷下ろしする箇所には、転倒の原因となるものを置かないこと。定期的に掃除すること。</li><li>・荷下ろしを行う前に、一度トラックの周囲を一周し、周囲及び足元の確認を行うこと。転倒のおそれがある場合は、原因物を除去すること。</li><li>・荷主・配送業者双方で職場の安全ルールについて定め、相互に共有すること。</li></ul>									

# 災害事例紹介③

天気が回復し気温が急上昇したため熱中症を発症

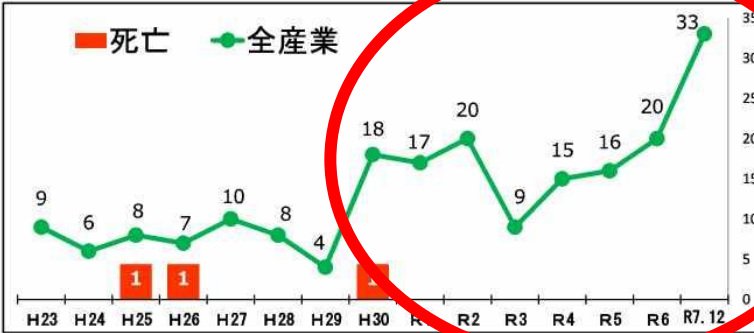
業種	ゴルフ場	性別	男	年齢	40代	経験期間	21年	休業期間	5日
災害発生状況									
ゴルフ場コース内にて作業をしている際に、天気が回復し、気温が急激に上昇したため、熱中症になり気分が悪くなった。									
災害発生原因									
<ul style="list-style-type: none"><li>・天気が回復したため、気温変化に身体が慣れる前に気温が急上昇したこと。</li><li>・空からの高温に晒されるだけでなく、地面からの照り返しにより、周囲の気温が上がりやすい環境にあったこと。</li></ul>									
再発防止対策									
<ul style="list-style-type: none"><li>・応急措置を行える準備を予めしておくこと。</li><li>・熱中症が発生しやすくなる環境・状況について予め把握し、労働者に情報提供すること。</li><li>・熱中症を発症した際の報告体制や対応方法について事前に社内で決定しておくこと。</li></ul>									

# 近年の熱中症の発生状況について

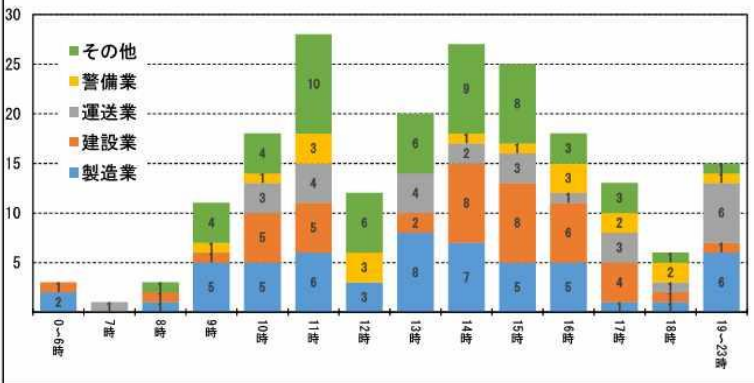
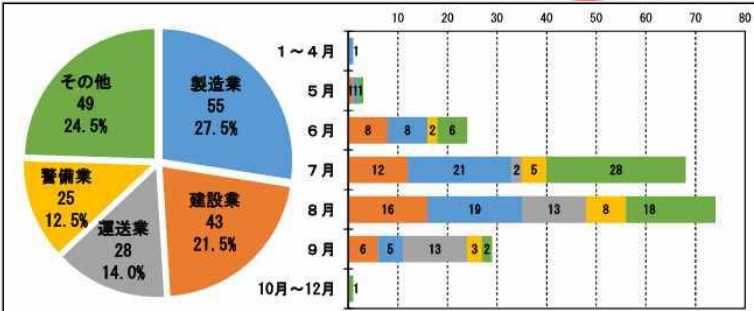
## 岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況（H23～R7）

（※労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の労働災害は、労働安全衛生法第67条第1項第2号に規定する労働災害に該当し、日本速報値。）

グラフ① 発生年別



グラフ② 業種別の発生月別、時間帯別



熱中症に係る死亡災害は暫く発生していませんが、発生件数は右肩上がりです。昨年、法改正もありましたが、引き続き対策と警戒をよろしくお願いします！



# 知っておきたい法令改正

令和8年前後の法改正事項の解説です。



①個人事業主等の安全衛生対策の推進

②職場のメンタルヘルス対策の推進

③化学物質による健康障害防止対策の推進

④高年齢労働者の労働災害防止の推進

⑤治療と就業の両立支援の推進

⑥機械等による労働災害防止の促進

# 概要は下記パンフレットをご覧ください

事業主・労働災害防止団体の皆さま

## 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

### 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

#### (1) 注文者等の配慮 R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

#### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

#### (3) 業務上災害報告制度の創設 R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

#### (4) 個人事業者等自身への義務付け R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同じ場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

パンフレット内に二次元コードがついていますので、そちらから条文・告知を調べることもできます。



冊子20頁

# 1 個人事業主等の安全衛生対策の推進

## 1 (1) 注文者等の配慮

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの**注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定**について、今回の法改正により、こうした規定が**建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化**した。

工事が遅れてるから  
工期も伸ばしておきましたヨ



R 7.5 施行

OK!

## 1 (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R 8.4 施行

②特定元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大された。また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされた。

具体的には**安衛法第20～25条**に該当する条文が、

個人事業主を含めて、事業者にも適用になる。

(元請事業場の場合は、安衛法第31条)



# 1 個人事業主等の安全衛生対策の推進

安衛法第20条～25条、31条に該当する条文はたくさんありますので、詳しくはE-Gov等で検索してみてください。

R8.4 施行



安衛則519条・563条  
高所・足場からの墜落防止措置



安衛則528条  
脚立使用時の措置



安衛則131条  
プレス・シャーの安全装置



安衛則151条の25  
荷役系機械の作業前点検未実施



安衛則28条・101条・117条  
安全規格を具備しない機械の使用

# 1 個人事業主等の安全衛生対策の推進

措置を講じることが義務になったことから、一人親方等であっても、監督署に対する申告が可能になりました。

R 8.4 施行

## 1 個人事業主等の安全衛生対策の推進

安衛法第20条～25条、31条に該当する条文はたくさんありますので、詳しくはE-Gov等で検索してみてください。

R 8.4 施行



安衛則519条・563条  
高所・足場からの墜落防止措置



安衛則528条  
脚立使用時の措置



安衛則131条  
プレス・シャーの安全装置

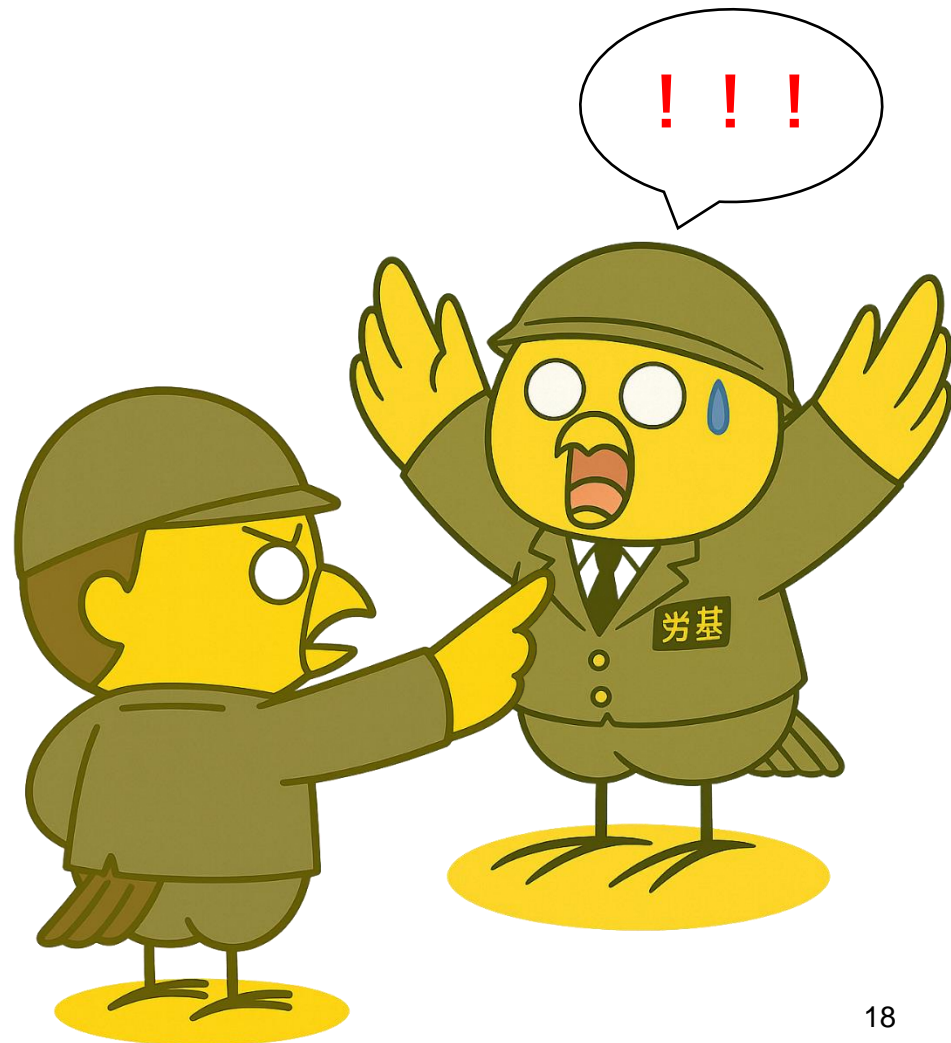


安衛則151条の25  
荷役系機械の作業前点検未実施



安衛則28条・101条・117条  
安全規格を具備しない機械の使用

18



# 1 個人事業主等の安全衛生対策の推進

労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係

## 1 (3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとした。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしている。

詳細については  
今後決定されます。



# 1 個人事業主等の安全衛生対策の推進

## ■ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係

### 1 (4) 個人事業者等自身への義務付け

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、

- ①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止
- ②特定の機械などに対する定期自主検査の実施
- ③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講

などを義務付け

R9.4 施行

危険な機械を使わさせられるのは当然ダメだけど、自分自身でも危険なモノを使っているかどうか、普段からしっかりと気を配らないとね...



### 1 (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4 施行

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられた。

# 改正のポイント

## ■ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係

### 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている、

常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられた。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていく予定である。

※11月に監督署と恵那保健所の共催（後援：恵那労働基準協会）で、メンタルヘルスに係る講習会を開催予定です。

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

## ストレスチェックが義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。）

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）



ストレスは見えませんが、チェックしましょう。

### ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

# 改正のポイント

## ■ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係

### 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

1・化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知SDS：安全データシートの交付の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、**通知事項を変更した場合の再通知が義務化**された。

公布後5年以内

2・SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等での通知が認められることとなった。

R8.4 施行

3・危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、**個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者必要な講習を受講した作業環境測定士などが作業環境測定基準に従って行うことが義務化**した。

R8.10 施行

# 改正のポイント

## ■ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係

### 4 機械等による労働災害防止の促進等

危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーンなど）に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

①製造許可申請の審査のうち、**特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査**について、**登録を受けた民間機関が行うことが可能**に R 8.4 施行

②製造時等検査の対象となる機械のうち、**移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能**となる。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないことを明記した。 R 8.4 施行

③フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、**登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならない**とされた。また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、**不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定**された。

R 8.1 施行

# 改正のポイント

## ■ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係

### 高年齢労働者の労働災害防止の推進

- 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、**高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務**となった。
- また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要がある。

R 8.4 施行



厚生労働省 いきいき健康体操

※9/2に監督署主催で、高年齢者向け安全講習会を開催予定です。  
場所：恵那市共同福祉会館（岐阜県恵那市長島町正家1-5-13）

# 改正のポイント

## ■ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係

### 治療と就業の両立支援の推進

- 職場における治療と就業の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となった。
- また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要がある。

R 8.4 施行

全ての事業主の方へ

令和8年  
4月から

病気を抱える労働者の  
治療と就業の両立支援  
が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業者の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



#### 病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。  
今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

#### 治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

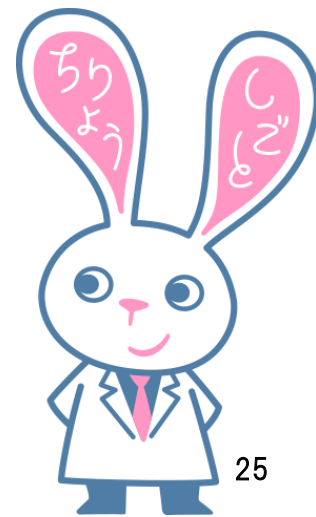
#### 両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。



岐阜労働局 健康安全課 TEL: 058-245-8103  
〒500-8723 岐阜市金竜町5丁目13番地



# その他の改正事項

## ■ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係

### 産業医の辞任時等の報告の義務付けについて

#### ● 産業医の辞任、解任又は退任 (以下「辞任等」という。)

があった場合に、所轄労働基準監督署長へ、**当該産業医の**

**氏名及び辞任等の年月日等を**

**遅滞なく報告することを義務**

**付けた**（労働安全衛生規則

（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第13条第5項関係）。

R 8.8 施行

労働者数50人以上の事業場の皆様へ

#### 産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう

##### 1 産業医の選任・各種報告を適切に行っていますか？

- ◆ 労働者数50人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任することが義務付けられています。
- ◆ 産業医を選任した場合や、産業医の辞任等があった場合には、所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられています。

##### Q 産業医を選任したとき等に労働基準監督署長に報告していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、**産業医を選任したとき、または産業医の辞任等※1があったときは、遅滞なく、電子申請により、所轄労働基準監督署長に報告※2**する必要があります。

※1 産業医の辞任、解任または退任を指します。ただし、労働者数が50人未満になった場合の産業医の辞任等の場合は、報告義務はありませんが、選任状況の適切な把握の観点から監督署への報告をお願いします。

※2 辞任等の報告は令和8年8月1日から義務づけられますが、これまでと同様、新たな産業医の選任と前任の辞任等を同時に報告いただいた場合は、辞任等の報告は不要です。

- 電子申請は「e-GOV電子申請」のほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から申請可能です。



##### Q 産業医の辞任等があったあと、産業医を選任していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任することが必要です。
- 選任していた**産業医の辞任等があったときは、当該日から14日以内に新たに産業医を選任**する必要があります。
- 産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく**その旨・その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会（衛生委員会等）に報告**しなければなりません。

##### Q 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、定期健康診断を実施したときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告を所轄労働基準監督署にする必要があります。
- **定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載**する必要があります。

裏面（産業医による労働者の健康管理等のために事業者が行うべきではないこと）へ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2026.4)



ありがとうございました。  
ご安全に！！



- 1.経営トップはゼロ災への意思表示を行うこと
- 2.労使が一丸となって、安全への取組を行うこと
- 3.目標達成のための努力を惜しまないこと

令和8年6月10日（水）ゼロ災トライアル推進大会